

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

2022年4月18日～

第1条～第44条（略）

料金表（略）

第1条～第44条（略）

料金表（略）

[附則\(令和4年4月13日 APS2サ第00910695号\)](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和4年4月18日から実施します。](#)

[（経過措置）](#)

[2 この規約実施の際現に、当社のモバイルコネクトType2サービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、令和4年7月1日（令和5年3月31日を期限としてその契約者と当社とで別に合意した日がある場合は、その日）において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。](#)

[モバイルコネクトType2サービス利用規約](#)

[Smart Data Platformサービス利用規約](#)

[モバイルコネクトType2サービスに係る](#)

[Smart Data Platformサービスに係る契](#)

[約](#)

[約](#)

[3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)